

## 倒産失効条項 — 仮想事例

パク・ヨンソク (朴容錫)\*

### 【背景】

契約当事者の一方である債務者会社が財政的破綻に陥り再生手続開始の申立てをする場合、契約相手方は次のような不安定な地位に置かれることになる。

第一、債務者会社が資金や人員不足で契約を履行できない恐れがある。

第二、債務者会社の管財人が未履行双務契約について解約を選択する場合、契約が急に解約される恐れがある。

このような不安定な地位を解消するために、当事者一方が支払停止になるか。破産又は再生手続開始の申立てがあったとき、相手方に契約の解約権が発生するという内容の倒産失効条項を契約書に定める場合がある。一般的に契約解約権は当事者一方が契約を違反する場合その相手方に認められる権利であるが、倒産失効条項が適用されると、当事者一方に契約違反の事実がなくても支払停止、再生手続開始の申立てのような一定の事由が生じると契約違反と見做され、相手方が契約解約権を有することになるので、アメリカでは ipso facto clause とも呼ばれている。

---

\* Partner, Shin & Kim, Korea

契約自由の原則により倒産失効条項が有効であるみると、契約の相手方は保護されるが、債務者会社に有利な契約が倒産失効条項により解約されるので、債務者会社の再生には支障が生じることになる。これに対して、倒産失効条項が無効であるとみると、契約自由の原則にも反し、不安定な地位にある契約相手方が財産的損失を被る恐れがある。

倒産失効条項の効力に関して、アメリカと違って、韓国、日本、中国には明示的な規定がないので判例又は学説により解決するしかない。倒産失効条項に関する以下の仮想事例について各国はどのように対処しているか検討してみる。

#### 【仮想事例】

1. 注文者（Contractor, “C”）はシンガポールに所在している船舶会社である。2009年に韓国（日本、中国）船舶建造会社（Builder, “B”）と1億ドルの船舶建造及び引渡に関する船舶建造契約を締結した。これと同時に、船舶建造契約が解約される場合CがBに支払った船舶代金の返還を保証するために国際協力銀行（Guarantor, “G”）と保証契約を締結した。
2. Bは、2010. 12. まで船舶建造契約による義務を誠実に履行し、総10回の船舶建造代金のうち、8回までの代金である8千万ドルをCから受領した。
3. しかしBは、船舶受注の減少、生産原価の上昇などの原因により財政状態が厳しくなり、2010. 12. 15. 不渡りを出し、Cが発注した船舶の建造も中断される事態になった。その後Bは2011. 1.

10. ソウル中央地方法院に再生手続開始の申立てをし、2011. 2. 1. に手続開始決定がなされた。

4. B は、C が発注した船舶の建造は会社の不渡りにより一時中断されたが、開始決定以降船舶建造を再開すれば引渡期日を守ることは問題ないと説明している。B は、船舶の建造のスケジュールを前倒ししていたので、船舶建造契約上の船舶建造日程の履行義務は違反してないと仮定する。

5. このような状況において、C は、B との船舶建造契約を解約し、G に対して保証責任を問うべきか検討することになった。保証契約上、G に保証責任を負わせるためには、C が船舶建造契約を適法に解約しなければならない。船舶建造契約上、C の契約解約に関する規定は以下のように定められていた（いわゆる“*ipso facto*”規定）。

“当事者一方に対して、清算、破産、再生手続、管財人選任の申立て又は支払停止やそれと類似の状況が発生した場合、相手方は直ちに船舶建造契約を解約することができる。”

6. 以上のような事実関係において、C の解約権に関して次のように質問する。

(1) C は、B が不渡りを出した後、再生手続開始の申立てをするまで、船舶建造契約を解約することができるのか。

(2) C は、B の再生手続開始の申立ての後、再生手続開始の決定がなされるまで、船舶建造契約を解約することができるのか。

(3) C は、B に対して再生手続開始の決定がなされた後に、船舶建造契約を解約することができるのか。

以上。